

25循環第452号
平成25年9月30日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会長様

愛知県環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

一般廃棄物と産業廃棄物との混合処分について（通知）

日頃から本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

本県では、従前から一般廃棄物又は産業廃棄物の処分の用に供する一の施設において、一般廃棄物と産業廃棄物とを混合して処分（再生することを含む。以下「混合処分」という。）しないよう、排出事業者、産業廃棄物処理業者等（以下「事業者」という。）に対して指導してきたところです。

このたび、混合処分によるリサイクル促進等の実情に鑑み、従来の指導内容を見直し、下記のとおり事業者に対する指導内容を整理しましたので、貴団体会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 混合処分を行おうとする事業者は、混合処分並びに混合処分後の廃棄物の保管、収集・運搬及び処分が適正に行われるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2号）を遵守すること。
- 2 混合処分後の廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物であり、その処理を委託する場合は、一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の両方の許可等を有する者に委託すること。
- 3 混合処分に当たっては、廃棄物に係る処理委託者の了解を得ていること。
- 4 混合処分を行おうとする施設の所在地を管轄する市町村の廃棄物担当課に事前に相談し、了解が得られていること。

担 当 一般廃棄物グループ
産業廃棄物グループ
廃棄物監視指導室監視グループ
電 話 052-954-6234 (ダイヤルイン)
052-954-6235 (ダイヤルイン)
052-954-6238 (ダイヤルイン)